

# ケアセンター憩 運営規程

## 通所介護

有限会社 健康医学開発センター

(事業の目的)

第1条 有限会社健康医学開発センターが開設するケアセンター憩指定通所介護事業所（以下「ケアセンター憩」という）がおこなう指定通所介護の事業（以下「通所介護」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。ケアセンター憩は、要介護・要支援状態となった利用者においても、住み慣れた地域の居宅において出来るだけ自分らしく、また可能な限り自立した日常生活を最大限実現できるよう、必要な日常生活上の世話と機能訓練を提供し利用者の心身の機能維持・回復に努めていくものである。

(運営の方針)

第2条 ケアセンター憩は、利用者の要介護状態の軽減あるいは悪化の防止、要介護状態になる事の予防に資するよう、利用者個々の目標を設定し、計画的に介護と機能訓練を行っていく。

第3条 ケアセンター憩は、利用者に対するメンタルケアの提供を重視し、精神的自立を加味した日常的介護と機能訓練を行っていく。

第4条 ケアセンター憩は、利用者が要介護状態となっても、敬意の念を持った接遇を行う。

第5条 ケアセンター憩は、利用者の人権尊重、守秘義務に立った日常的介護と機能訓練を行う。

第6条 ケアセンター憩は、快適な環境を整え提供する事により、機能訓練や日常の生活動作の効果を高めていく事とする。

第7条 ケアセンター憩は、通所介護を通して地域交流と社会資源の活性化に努め、広義の意味を踏まえた在宅介護を展開していく。

第8条 通所介護に従事する各々が、サービス提供に関する自らの評価を明確化できる環境を作り、自己点検を習慣づける。

第9条 サービスの提供にあたっては、看護師、機能訓練指導員等が共同して日常の生活動作の目標と目標達成のための具体的なサービス内容を決定し、これを記した介護・日常生活動作訓練計画を作成しなければならない。

第10条 利用者とその家族に対し、ケアセンター憩は介護と日常生活動作訓練の観点から生活上必要とされる事項について、生活相談員、看護師等が分かりやすく説明を行う。

第11条 常に利用者の病状、心身の状況及び生活全般の環境を把握した上で適切なサービスを提供していく。

第12条 認知症状態にある利用者のサービス提供に関しては、個々の認知症の状態を総合的に評価、認知症の進行防止、軽減に向けた通所プログラムを作成していく。

第13条 認知症状態にある利用者に必要なサービスプログラムを提供出来るよう、介護職員等の従事者の人員配置を十分考慮した体制を確保する。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第14条 事業を行う事業所の名称をケアセンター憩とする。  
事業所在地を 座間市相武台三丁目27番60号とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第15条 ケアセンター憩に勤務する職員・員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業の目的と運営方針に沿った業務の遂行に従業者全員に徹底させるための指導・管理を行う。
2. 生活相談員 3名（常勤兼務）  
利用者一人ひとりの通所介護利用時の介護・日常生活動作訓練等の計画策定、レクリエーションの企画、帳票類の管理等を行う。又、利用者の日常生活全般の相談や市町村・他の事業所との調整を行う。
3. 看護職員 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務 1名）  
利用者の家族に対する介護・日常生活動作訓練計画等の内容説明や利用に関する調整等を行う。又、新規利用者の訪問面接を行い、日常生活の問題点を全般的に把握していく。

4. 機能訓練指導員 4名（常勤兼務 1名・非常勤3名）  
利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練プログラムの作成、実施、評価を行う。
5. 介護職員 11名（常勤兼務3名・非常勤兼務8名）

（営業日及び営業時間）

第16条 ケアセンター憩の営業に及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日は休業日とする。（祝祭日は営業とする。）
2. 営業時間 8：30～17：30  
但し、通所介護実施時間は  
9：10～16：10 とする。

（通所介護の利用定員）

第17条 1日の利用者の利用定員は、1単位36名で実施する。

（通所介護の内容）

第18条 ケアセンター憩が提供するサービス内容は、次の通りとする。

1. 送迎（自宅とケアセンター憩の往復送迎。送迎等外出時は、身分証書を常時携帯し利用者、家族から要望があった場合は提示する。）
2. 食事（外注とする。出来る限り特別食等利用者個々に合わせた昼食及びおやつ）
3. 入浴（個々の残存能力を最大限活用でき、かつ安全に入浴が行われるようにする。一般浴、福祉用具を使った介助浴、中間浴等を効果的に使用する。特殊浴槽を具備していないため座位保持が出来ない利用者の入浴は、原則として行わない。）
4. バイタルチェック（血圧、脈拍、体温）
5. レクリエーション・クラブ活動（機能訓練の一環としての実施。生きがいの援助。認知症状の進行防止・軽減を目的とした援助）
6. 日常生活動作訓練（運営規程の『事業の目的』『運営方針』に沿った機能訓練を提供していく。）
7. 生活相談（在宅における介護、看護に関する相談業務）
8. 指定居宅介護支援事業所及び関係市町村との調整、情報提供（指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、関係市町村との調整、情報提供を行っていく。）

（通所介護の利用料）

- 第19条
1. 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が、法定代理受領サービスである場合は、利用者の利用料の負担額はその1割・2割・3割とする。又、利用料金表は、事務所及び通所介護を実施している事業所の見やすい場所へ常時掲示する。
  2. 食材料費（おやつ代含む）  
食材料費として1回利用あたり660円を請求する。
  3. 前項1・2について請求する場合、あらかじめ利用者及びその家族に対し費用についての説明を行い、本人もしくは家族の同意を得るものとする。

（利用料の請求方法）

第20条 利用料の1割・2割・3割自己負担分の支払いは、請求すべき通所介護実施月が終了した翌月15日以降にまとめて徴収する。自己負担分の支払いを受けた場合は、領収書を発行する。

（サービス提供の休止・中止）

第21条 法定代理受領サービスの1割・2割・3割自己負担分の請求について未払いや拒否があり、事業所の説明等に応じず改善のない場合は、サービス提供の休止もしくは中止をすることがある。

（通常の事業の実施地域）

第22条 通常の事業の実施地域は、座間市、相模原市南区相武台・新磯野・相模台・新戸、

海老名市上今泉とする。

(非常災害対策)

第23条 災害訓練等

1. 災害訓練を年2回以上実施する。
2. 常に事業所内では防災に努め、また非常災害が発生した場合に備え救急処置の用具・機器等を具備し、点検を行っていく。

(衛生管理)

第24条 備品・衛生等の管理

1. ケアセンター憩は、利用者の使用する施設内の備品が、介護や日常生活動作訓練等に有効に機能するよう、常時点検を行う。
2. おやつ等を提供する食器類、飲用する水について衛生的な管理に勤めると共に、衛生上必要な処置を講じていく。
3. 訓練器具の管理と点検を適正に行う。
4. 感染症については、事業所内での発生、蔓延することのないよう予防策を講じ、家族等にも必要な指導を行っていく。

(サービスにあたっての留意事項)

第25条 ケアセンター憩内において、他の利用者に対する布教活動・販売行為は一切禁止とする。

(緊急時等の対応)

第26条 利用者が通所介護を利用している時に、病状の急変等が生じた場合は、家族等へ連絡をすする。また、必要な場合は救急対応とする。

(通所介護計画の作成)

第27条 介護・日常生活動作訓練計画の作成、記録、調整

1. 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していく。
2. ケアセンター憩は、利用者一人一人について通所介護計画に従ったサービス実施状況及びその評価を個人記録に記載する。
3. ケアセンター憩は、利用者の居宅における日常生活の自立を機能訓練計画の基とし、常に利用者またはその家族に対しその内容について説明し、実施後も利用者またはその家族との相談・調整をしその内容を修正していく。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第28条 ケアセンター憩は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. ケアセンター憩における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. ケアセンター憩における虐待防止のための指針を整備すること。
3. ケアセンター憩において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第29条 ケアセンター憩は、全ての従業者の質的向上を図るための研修を次の通り行う。又、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内に他施設での実習、機能訓練研修等を行う。
2. 継続研修 年1回以上、他施設での実習、その他の研修を行う。
3. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社健康医学開発センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この運営規程は平成12年8月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成13年12月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成14年4月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成15年1月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成16年4月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成20年6月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成23年8月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成24年4月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成24年11月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成24年12月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成25年4月1日より施行する。  
附則 この運営規程は平成25年10月15日より施行する。  
附則 この運営規程は平成26年1月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成26年6月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成26年9月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成27年1月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成27年4月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成27年8月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成28年3月16日から施行する。  
附則 この運営規程は平成29年1月15日から施行する。  
附則 この運営規程は平成29年4月16日から施行する。  
附則 この運営規程は平成29年7月16日から施行する。  
附則 この運営規程は平成30年3月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成30年4月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成30年5月16日から施行する。  
附則 この運営規程は平成30年8月1日から施行する。  
附則 この運営規程は平成30年8月20日から施行する。  
附則 この運営規程は令和1年5月1日から施行する。  
附則 この運営規程は令和1年7月16日から施行する。  
附則 この運営規程は令和1年10月10日から施行する。  
附則 この運営規程は令和2年10月1日から施行する。  
附則 この運営規程は令和3年4月1日から施行する。  
附則 この運営規程は令和4年4月1日から施行する。  
附則 この運営規程は令和4年10月1日から施行する。  
附則 この運営規程は令和6年1月1日から施行する。  
附則 この運営規程は令和6年4月1日から施行する。